平成28年度第1回山口県公認指導者資格C指導員養成講習会開催要項 (A、B、C指導員の資格更新講習会)

1 主 催 : 公益財団法人全日本柔道連盟

2 主 管 : 一般社団法人山口県柔道協会

3 月 的

柔道指導者のさらなる資質の向上及び指導力の強化を図り、これをもって日本柔道の普及・発展に寄与することを目的とする。(C指導員位置づけ:選手の指導に必要とされる基礎的な指導力を有する) ★C指導員の資格取得・A、B、C指導員の資格更新・準指導員の資格取得 のための講習会

4 期日・場所等 : 詳細は別表のとおり

平成28年5月21日(日) 防府市武道館

5月22日(土) キリンビバレッジ周南総合スポーツセンター カルチャールーム

5 受講条件

- 区分①【C指導員の資格を取得しようとする者】4月1日現在で20歳以上かつ2段以上
- 区分②【移行措置を受けた平成25年度認定A、B指導員で更新を受けようとする者】※
- 区分③【準指導員の資格を取得しようとする者】4月1日現在で18歳以上でかつ初段以上※※
- 区分④ 【平成27年度に資格更新したA. B. C指導員が次の資格更新のために受講しようとする者】※※※
- ※ A、B指導員の更新は、今回のC指導員養成講習会の中での「実技指導」(別表の※の科目)を1時間含む4時間以上の受講が必須
- ※※ 準指導員は、「救急措置 I」「安全管理・指導 I」「指導者の倫理 I」を受講することで認定
- ※※※ 次回更新(H27年度に更新済みの方がさらに更新すること)のためにはC指導員は6ポイントA. B指導員は10ポイントが必要。1時間の講習が1ポイントとなる。期限は平成31年度まで。
- 6 受講料(テキスト代を含む) 当日受付で納入してください。
 - 区分①【C指導員の資格を取得しようとする者】 4,000円
 - 区分②【移行措置を受けた平成25年度認定A、B指導員で更新を受けようとする者】3,000円
 - 区分③【準指導員の資格を取得しようとする者】3,000円
 - 区分④ 【平成27年度に資格更新したA, B, C指導員が次期の資格更新のために受講する場合】 2. 000円(テキスト持参の場合)

7 申し込み

申し込みは各市等柔道協会に行い、各市等柔道協会は別紙様式にとりまとめ、平成28年5月6日 (金)までに、(一社)山口県柔道協会事務局にメールで申し込んでください。

メールアト・レス yjk@c-able.ne.jp

8 問合せ先

(一社)山口県柔道協会 事務局 (電話 083-924-9510)

9 その他

筆記用具を持参してください。 弁当等昼食の斡旋は行いませんので各自対応してください。

「実技指導」の受講にあたっては、内容に応じてトレーニングウェア、柔道衣をご用意ください。

	 期 日	平成28年5月21日(土) 5月22日(日)				
771		1,000-000-100-100-100-100-100-100-100-10				
場所		5月21日(土):防府市武道館 5月22日(日):キリンビバレッジ周南総合スポーツセンター				
	日 程	時間数	科目No.	科目	内容	講師名
5/21	8:30~ 9:25	1	Ⅱ -1-(1)	※基本指導 I	(1)基本指導の基礎	赤尾信行
5/21	9:30~10:25	1	Ⅱ -1-(2)	※基本指導 I	(2) 投げ技の基本指導	赤尾信行
5/21	10:30~11:30	1	I -5	マネジメントI	指導組織のマネジメント	山中博滋
5/21	11:35~12:30	1	Ⅱ -1-(3)	※基本指導 I	(3) 固め技の基本指導	砂川利和
5/21	13:30~14:25	1	I -2	安全管理・指導 I (1)	柔道の安全管理・安全指導の基本	近藤優子
5/21	14:30~16:30	2	Ⅱ -3	※救急処置 I	救急処置法の概要	日本赤十字病 院講師
5/22	8:30~ 9:25	1	Ⅱ -2	※体力トレーニング I	体カトレーニングの基本	安部文夫
5/22	9:30~10:25	1	I -2	安全管理・指導 I(2)	柔道の安全管理・安全指導の基本	近藤優子
5/22	10:30~11:30	1	I -1	柔道論 I	柔道の特性	正司直樹
5/22	11:35~12:30	1	I -4	柔道の科学I	発育発達段階に応じた柔道指導	田中賢治
5/22	13:30~14:25	1	I -3	指導者の倫理 I	柔道指導者の心構え(暴力行為等の 根絶,礼節の社会的意義)	山本敦士
5/22	15:30~16:25	5	検定試験			

区分

- ①:【C指導員の資格を取得しようとする者】原則、両日の受講と 検定試験等②:【移行措置を受けた平成25年度認定A、B指導員で更新を受けようとする者】 「実技指導」(上記表の※)を1時間含む任意の4時間以上受講
- ③: 【準指導員の資格を取得しようとする者】 「救急措置 I 」(5/21)「安全管理・指導 I 」(5/21・5/22)「指導者の倫理 I 」(5/22)を受講
- ④: 【平成27年度に資格更新したA, B, C指導員が次の資格更新のために受講しようとする者】 C:6ポイント A, B:10ポイント 1時間の講習が1ポイント 平成31年度までの完了が期限。